



12月14日
東地申27号

綾瀬運輸区及び池袋運輸区における「労使間の取扱いに関する協約」に基づく組合掲示板の早期設置を求める申し入れを行う！

2020年5月15日「労使間の取扱いに関する協約」を締結しました。しかし綾瀬運輸区、池袋運輸区では組合掲示板の設置箇所を巡って議論してきていますが、現場において認識の違いから紛争状態が続いています。

東地申18号「『労使間の取扱いに関する協約』に基づく組合掲示板の早期設置を求める申し入れ」交渉では「労使間の取扱いに関する協約は職場においても適用されるものであると確認してきています。」その上で「協約を遵守し、9月30日までに職場指導をし、労働協約を履行すること」を求めてきました。しかし、問題解決に向けた現場での話し合いはなく、9月30日まで履行されませんでした。綾瀬運輸区、池袋運輸区では現在でも紛争状態が続き、組合員への不利益が生じていることから、これ以上の労使議論の努力では解決できないと判断し、労働協約69条(1)(2)に基づき、10月1日に東京都労働委員会へのあっせん申請を行い受理されてきました。ところが、紛争状態が続く中、突如会社は10月16日に綾瀬運輸区、池袋運輸区においてあっせん申請中にも関わらず一方的に掲示板を設置しました。このことは「労働協約を遵守し、誠実に義務を履行する」という協約の趣旨に反した行為であり、現場での紛争を解決する姿勢を全く感じることはできません。10月20日に「あっせん拒否」の回答が出されましたが、現場での紛争状態は解決するどころか悪化し、組合員に不利益が生じています。

よって支社としての見解を求めると共に「労使間の取扱いに関する協約」の遵守を求め、東京地本は以下の通り申し入れを行いました。

【共通】

1. 会社が指定する設置箇所(綾瀬運輸区・廊下、池袋運輸区・階段下)が妥当という理由は何故か明らかにすること。
2. あっせん申請中にも関わらず、組合掲示板を一方的に設置した理由を明らかにすること。
3. 2020年9月24日に行なわれた東地申18号「労使間の取扱いに関する協約に基づく組合掲示板の早期設置を求める申し入れ」交渉の中で、労働協約の履行を求めたが、現場で労使相互の歩み寄りの議論を行なわなかった理由を明らかにすること。

【綾瀬運輸区分会】

1. 綾瀬運輸区分会が希望している「食事スペース」が相応しくない理由を明らかにすること。また、現場長が言う「パブリックスペースは駄目」という根拠、「外部の人に見えないようにする」と言った根拠を明らかにすること。
2. 9月24日の東地申18号交渉において「労働協約は現場にも適用する」と会社側から回答があったが、どのように団体交渉での議論を履行しようとしたのか明らかにすること。

【池袋運輸区分会】

1. コミュニケーションボード横に組合掲示板を設置出来ない理由を明らかにすること。
2. 女性社員が配属になり、組合掲示板を踊り場から階段下に持ってきた経緯があるが、いつから会社の認識が変わったのか明らかにすること。
3. 3階女性トイレは女性社員が利用していない現状であり、付近は立ち入らない箇所であるが「立ち入れない場所ではない」という根拠を明らかにすること。
4. 他労組は組合掲示板設置箇所を調整したのに、JR東日本輸送サービス労働組合においては調整しない理由を明らかにすること。
5. 「組合の不平等をなくす為に一ヶ所にした」と答えているが、会社が平等という根拠は何か明らかにすること。
6. 会社が第3案を示さない根拠を明らかにすること。

東京支社は「労使間の取扱いに関する協約」を遵守し早急に組合掲示板設置すべきだ！